

第 1 1 期 函館市分別収集計画

令和 7 年 6 月

函 館 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の 見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包 装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7

函館市分別収集計画

1 計画策定の意義

社会経済の進展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型社会は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、廃棄物最終処分場のひっ迫や廃棄物の処理費用の増大を招き、地球温暖化などの環境問題にも大きな影響を及ぼしている。

こうした課題に対応し、より良い地域環境を将来に向かって持続可能なものとしていくためには、社会経済システムやライフスタイルを見直し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、循環型社会の形成を図っていくことが必要となっている。

本市では、これまでに「缶・びん・ペットボトル」および「プラスチック容器包装」の分別収集、集団資源回収団体への支援、家庭ごみ処理の有料化などの各種施策を実施してきたところであり、また、令和7年3月には「第4次函館市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化および適正処理に取り組んでいるところである。

このような状況の中、本計画は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づき、一般廃棄物の中で相当な割合を占めている容器包装廃棄物の分別収集の方法等を定めるものであり、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市民、事業者、行政それぞれが一体となって取り組むべき具体的な方針を明らかにするものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rが図られるとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用などが進展し、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の 3 R（リデュース，リユース，リサイクル）を基本とした地域社会づくりを図る。
- (2) ごみの排出抑制や減量化・再資源化および適正処理等に関し，市民，事業者，行政が一体となった取り組みを行い，環境負荷の低減を図る。
- (3) 循環型社会の形成に向けた施策を効果的に推進するため，環境に関する教育の充実を図るほか，市民への積極的な広報・啓発に努める。
- (4) 市民団体との連携を強化し，集団資源回収の推進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は，令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし，3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画の対象品目は，容器包装廃棄物のうち，スチール製容器，アルミ製容器，ガラス製容器（混色），飲料用紙製容器，段ボール，紙製容器包装，ペットボトル，プラスチック製容器包装とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)

	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度	1 2 年度
容器包装廃棄物	15, 406 t	15, 269 t	15, 062 t	14, 822 t	14, 655 t
製品プラスチック	757 t	742 t	723 t	704 t	688 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

市は、容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るものとする。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

環境教育副読本を活用した小学校の環境教育や出前講座、ごみ処理施設見学の実施をはじめ、市のホームページやSNS等にごみ排出量等の情報を掲載するなど、あらゆる機会を活用して、市民、事業者のごみや環境に対する理解と関心を深め、できる限りごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、環境教育、啓発活動の充実を図る。

(2) 容器包装廃棄物の排出抑制

平成20年9月に市、函館消費者協会および市内スーパーマーケット事業者の3者により協定を締結し、レジ袋削減の取り組みを推進してきた。

令和2年7月にはレジ袋が有料化となったが、今後もマイバッグやマイカゴの持参率の向上のため、引き続き、市民への周知、啓発等の取り組みを継続していく。

また、学識経験者、関係団体の代表者等で組織する「函館市廃棄物減量等推進審議会」の審議を通じて、容器包装廃棄物の排出抑制等に関する具体的な方策を検討する。

(3) ごみ減量・再資源化優良店等認定制度の推進

簡易包装、使い捨て容器の使用自粛、リサイクル製品の販売促進、資源物の店頭回収等ですでに認定されている「函館市ごみ減量・再資源化優良店等（環境にやさしいお店・事業所）」の店舗・事業所名や取り組み内容を市民・事業者にアピールし、新規認定店舗の拡大等を図ることにより、事業者のごみの減量化・再使用に向けた取り組みを推進する。

(4) 集団資源回収の推進

町会等の団体が実施している集団資源回収活動を通じて、ごみの減量化やリサイクルがさらに効果的に進められるよう資源回収団体や資源回収業者に対する支援を行うほか、出前講座の実施や各種広報媒体による周知啓発に取り組み、ダンボール・紙製容器包装等の再資源化を推進する。

(5) 事業系古紙の再資源化の推進

事業所から排出されるごみには、ダンボール・紙製容器包装等の再資源化可能な紙類が多く混入していることから、資源回収業者による古紙回収の取組について周知啓発を図るほか、事業所への協力要請を行い事業系古紙の再資源化を推進する。

(6) プラスチックごみ対策の推進

海洋プラスチック問題の解決に向け、環境省が展開する「プラスチック・スマート」フォーラムに登録し、情報の共有や連携を図るほか、プラスチックごみ削減に係る各種イベントの開催やポスターやチラシ、市のホームページ等を活用した使い捨てプラスチック削減等の啓発活動の実施などプラスチックごみの排出抑制、適正処理に関する取り組みを実施する。

また、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの効果的・効率的な分別収集および再商品化の実施に向けた調査・検討を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をするために必要な機材や人員の確保、選別施設の整備状況等により、容器包装廃棄物の種類、収集に係る分別の区分は下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器（混色）	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パックおよび段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	※製品プラスチックの分別収集なし

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	263		261		256		250		247	
主としてアルミ製の容器	589		583		573		557		550	
主としてガラス製の容器 (混色のため参考記載)	(合計) 2,049		(合計) 2,035		(合計) 2,010		(合計) 1,968		(合計) 1,949	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	0	2,049	0	2,035	0	2,010	0	1,968	0	1,949
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	51		50		49		48		47	
主として段ボール製の容器	1,836		1,809		1,782		1,756		1,730	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 204		(合計) 201		(合計) 198		(合計) 195		(合計) 192	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	0	204	0	201	0	198	0	195	0	192
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,481		(合計) 1,471		(合計) 1,454		(合計) 1,425		(合計) 1,412	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	100	1,381	100	1,371	100	1,354	100	1,325	100	1,312
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,590		(合計) 2,630		(合計) 2,654		(合計) 2,676		(合計) 2,704	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	2,590	0	2,630	0	2,654	0	2,676	0	2,704	0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別収集物)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)	(引渡 量)	(独自処理 量)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量および法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度の分別収集基準適合物の量および第4次函館市一般廃棄物処理基本計画の推計値を勘案し算定した。

また、人口変動率については第4次函館市一般廃棄物処理基本計画と同様に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計をもとに設定した。

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
人口（人）	229,339	225,958	222,627	219,345	216,112
（対前年度比）％	98.53％	98.53％	98.53％	98.53％	98.53％

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の体制を継続し、下記のとおり実施する。

なお、紙類等の収集は、引き続き集団資源回収により実施する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬の区分	選別・保管等の区分
金属	スチール製容器	缶	市（委託）	市（直営）
	アルミ製容器		集団資源回収業者	民間業者
ガラス	ガラス製容器 （混色）	びん	市（委託） 許可業者（事業系のもの）	市（直営）
			集団資源回収業者	民間業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	集団資源回収業者	民間業者
	段ボール	ダンボール		
	その他紙製容器包装	その他紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市（委託）	市（直営）
			許可業者（事業系のもの）	市（委託）
	その他プラスチック製 容器包装	プラスチック 容器包装	市（委託） 許可業者（事業系のもの）	市（委託）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶・びん・ペットボトルは、函館市リサイクルセンターにおいて、中間処理を行い、プラスチック容器包装は、民間施設の函館プラスチック処理センターにおいて、市の委託により、中間処理を行う。

なお、直営施設の概要は、下記のとおりである。

中間処理施設

施設名	函館市リサイクルセンター		
所在地	函館市東山町 151 番地 6		
対象品目	缶・びん・ペットボトル		
処理能力	缶・びん・ペットボトル	37.75 t / 日 (5 h)	

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋	パッカー車 平ボディ車	・函館市リサイクルセンター (選別, 圧縮施設)
アルミ製容器				
ガラス製容器 (混色)	びん	袋	パッカー車 平ボディ車	・函館市リサイクルセンター (選別, 破碎施設)
飲料用紙製容器	紙パック	束 ねる	パッカー車 平ボディ車	・民間施設 (選別, 圧縮, 梱包施設)
段ボール製容器	ダンボール			
その他紙製容器包装	その他紙			
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車 平ボディ車	・函館市リサイクルセンター (選別, 圧縮, 梱包施設) ・民間施設 (選別, 圧縮, 梱包施設)
その他プラスチック製 容器包装	プラスチック 容器包装	袋	パッカー車 平ボディ車	・民間施設 (選別, 圧縮, 梱包施設)